埼玉県地域改善対策奨学資金等審査委員会設置要綱

（設　置）

第１条　埼玉県教育委員会は、旧埼玉県地域改善対策高等学校等奨学資金貸与条例施行規則第３条の規定に基づき、埼玉県地域改善対策奨学資金等審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（任　務）

第２条　委員会は埼玉県教育委員会の諮問に応じ、必要事項について意見を述べる。

（委　員）

第３条　委員会の構成は、次のとおりとする。

(1)　教育局県立学校部副部長

(2)　教育局県立学校部人権教育課長

(3)　県民生活部人権・男女共同参画課長

２　委員の任期は当該年の４月１日から、翌年の３月３１日までとする。

（委員長）

第４条　委員会に委員長１名を置く。

２　委員長は教育局県立学校部副部長をこれに充てる。

３　委員長は、会務を総理する。

（会　議）

第５条　委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

（会議の公開）

第６条　委員会の会議は非公開とする。

（会議録）

第７条　委員長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 出席及び欠席した委員の氏名

(3) 議題

(4) 議事の経過

(5) 結果の概要

(6) その他必要な事項

２　会議録は非公開とする。

（意見の聴取）

第８条　委員会は、関係者から意見を聴取することができる。

２　前項に規定する関係者の会議への出席は、委員長が求めるものとする。

（庶　務）

第９条　委員会の庶務は、教育局県立学校部人権教育課において処理する。

（委　任）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成１０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。